



PUNCH INDUSTRY

パンチ工業株式会社

証券コード：6165

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）又はインターネットにより議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含め、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

第46回 定時株主総会

招集ご通知

- 開催日時** 2020年6月25日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時
- 議決権行使期限** 2020年6月24日（水曜日）午後6時まで
- 開催場所** 東京都大田区大森北1丁目6番16号
大森 東急REIホテル 5階
フォレストルーム
- 議 案**
- 第1号議案 資本準備金の額の減少の件
 - 第2号議案 剰余金処分の件
 - 第3号議案 取締役6名選任の件
 - 第4号議案 監査役4名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

目 次

株主の皆様へ	1
第46回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
（添付書類）	
事業報告	33
連結計算書類	51
計算書類	54
監査報告書	57



QRコードによる
議決権行使

▶ 議決権行使書をご用意ください

株主の皆様へ



代表取締役 社長執行役員
森久保 哲司

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

2019年11月1日付で代表取締役 社長執行役員に就任いたしました森久保哲司でございます。

当社は今年で創立45年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーの皆様のご支援の賜物と感謝申しあげます。

私は当社を、『常にお客様の第一候補である』そんな会社にしてまいります。創業以来、他社に無いものを先駆けてやってまいりました。お客様ごとの細かいリクエストになんとか喰らいついて、競合他社との競争にも勝利を収めることが出来ました。こうした、他社がやれない・やらないようなことにチャレンジしたことで、当社はお客様から必要とされる存在に成長することが出来たのです。

今、当社に必要なのは『我々に出来るからそれを受注する』のではなく『お客様が求めているものに答えるために我々が変わっていく』ことだと感じております。お客様の困りごとへの解決策を製販一体となって考え提案していく、金型部品事業でのトップブランドとは常にお客様にとっての第一候補であるブランド、当社はそういう会社を目指してまいります。

新型コロナウイルスの影響もあり、当面厳しい状況は続くと思われませんが、感染予防に努めつつ、お客様への供給が途絶えることのないよう、フレキシブルに対応してまいります。

今後とも株主の皆様のご期待に沿えるよう、事業の一層の拡大と企業価値向上に努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2020年6月

経営理念

私たちは常に、チャレンジ精神を持ち、お客様のニーズに応える先進技術の開発などをおして、お客様や社会に提案しつづけます。

私たちは常に、若い行動力とフレキシブルな発想を大切にし、人々の夢が実現できる活力ある企業（職場）を創造します。

私たちは常に、環境への配慮や法令遵守の精神に則り、社会に愛される健全な企業活動を推進し、社会の発展に貢献します。

企業ビジョン

金型部品業界でのトップブランドを確立し、製販一体企業としての優位性を活かした高収益企業を目指す。

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、4ページのご案内に従って、2020年6月24日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所	東京都大田区大森北1丁目6番16号 大森 東急REIホテル 5階 フォレストルーム
3. 目的事項	<p>報告事項 1. 第46期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第46期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 資本準備金の額の減少の件</p> <p>第2号議案 剰余金処分の件</p> <p>第3号議案 取締役6名選任の件</p> <p>第4号議案 監査役4名選任の件</p> <p>第5号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p>第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件</p>

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイトアドレス <http://www.punch.co.jp/>

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、当社第46回定時株主総会の開催に際して、以下の対応を予定しております。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 株主の皆様へのお願い

- 株主総会へご出席を検討されている株主様におかれましては、健康状態にご留意いただき、ご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
当日体調がすぐれないなど健康に不安を感じられる方、特に、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- 株主総会会場内にて、感染予防のため、株主様の席は間隔を空けてご用意させていただくことから、座席数に限りがございます。満席となりました場合、入場いただけない場合もございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 以上の状況を踏まえ、書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

2. ご出席いただく株主様へのお願い

- マスクの着用及びアルコールによる手指消毒へのご協力をお願いいたします。
- 受付において、非接触型の体温計により体温確認をさせていただく場合がございます。体調不良と見受けられる場合には、ご入場の制限等をさせていただく場合がございます。
- 入場後に体調不良が判明した場合には、ご退場をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。

3. 当社の対応について

- 当社役員及びスタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- 感染防止の観点から、お飲み物の提供は控えさせていただきます。また、昨年から、お土産の配布を取りやめさせていただいております。
- 報告事項等を簡潔に説明させていただく場合がございます。

今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、速やかに当社ウェブサイト (<http://www.punch.co.jp/>) にてご案内いたします。本株主総会へご出席される株主様におかれましては、お手数ではございますが、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2020年6月25日(木曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年6月24日(水曜日) 午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2020年6月24日(水曜日) 午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

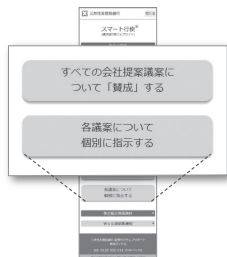
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

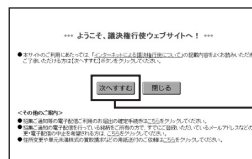
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

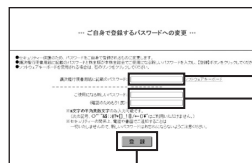
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

当社は、今後の資本政策上の機動性及び柔軟性の確保、並びに株主還元の原因確保を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その全部をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。減少する資本準備金の額及び効力発生日は以下のとおりであります。

- ① 減少する準備金の額
資本準備金 2,626,732,928円のうち 2,200,000,000円
- ② 増加する剰余金の額
その他資本剰余金 2,200,000,000円
- ③ 準備金の額の減少が効力を生じる日
2020年6月25日

第2号議案 剰余金処分の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

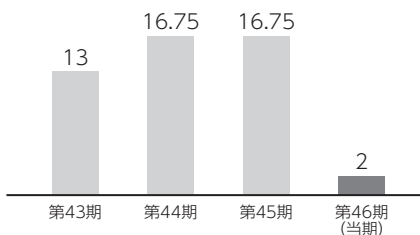
利益分配につきましても、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定かつ継続的な配当に加え、連結業績との連動性を重視することを基本とし、財政状態、利益水準や配当性向などを総合的に判断して、適切な利益分配を行っていくことを方針としております。

当期の期末配当につきましても、この方針に基づき、当期の業績等を勘案したうえ、以下のとおりとさせていただきます。

なお、期末配当につきましても、第1号議案「資本準備金の額の減少の件」が原案どおり承認可決されることを条件とし、配当原資はその他資本剰余金とすることを予定しております。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株当たり 金2円
配当総額 43,619,188円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日

(ご参考)1株当たり年間配当金の推移 (単位:円)



(注) 2018年1月1日付で1株につき2株の株式分割を行っております。
1株当たり年間配当金は、当該株式分割調整後の数値を記載しております。

第3号議案 取締役6名選任の件

前回（2019年6月18日開催）の定時株主総会において選任いただいた取締役7名のうち、武田雅亮氏は昨年10月22日逝去により退任いたしました。他の取締役6名（うち、社外取締役2名）は、本総会終結の時をもって、全員が任期満了となりますので、現体制を維持し、前回より1名少ない取締役6名（うち、社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

各取締役候補者は、社外役員を中心とした取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位	属性	取締役会 出席状況
1	もりくぼ てつじ 森久保 哲 司	代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者	再任	14/14回 (100%)
2	さなだ やすひろ 真田 保 弘	取締役 常務執行役員 最高執行責任者	再任	13/14回 (93%)
3	むら た たかお 村田 隆 夫	取締役 上席執行役員 最高財務責任者	再任	14/14回 (100%)
4	たかなし あきら 高 梨 晃	取締役 上席執行役員 最高執行責任者	再任	13/14回 (93%)
5	みつ はし ゆきこ 三 橋 友紀子	社外取締役 取締役会議長	再任 (社外) (独立)	14/14回 (100%)
6	つの だ かずよし 角 田 和 好	社外取締役	再任 (社外) (独立)	14/14回 (100%)

再任 再任取締役候補者 (社外) 社外取締役候補者 (独立) 独立役員候補者

候補者番号

1

もりくぼ てつじ
森久保 哲司 (1977年1月12日生)

所有する当社の株式数…………… 663,000株
2019年度 取締役会出席状況…………… 14/14回
取締役在任年数…………… 2年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2003年 5月	当社入社	2016年 4月	当社執行役員
2005年 2月	盤起工業（大連）有限公司 出向	2018年 6月	当社取締役 上席執行役員 経営戦略統括
2012年11月	当社バリュー・クリエーション推進室長	2019年 4月	当社最高戦略責任者 グループ事業統括
2013年 4月	当社経営企画室長	2019年 6月	当社代表取締役（現任） 副社長執行役員
2015年 4月	PUNCH INDUSTRY MALAYSIA SDN. BHD. 出向	2019年11月	社長執行役員 最高経営責任者
2015年12月	同社代表取締役		グループ経営統括（現任）

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

森久保哲司氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

森久保哲司氏は、入社以来、当社及び中国パンチグループにおいて主要ポストを歴任したほか、マレーシアパンチグループでは、責任者として東南アジア事業を統括し、その業績向上に大きく貢献しました。2018年6月取締役就任後は、経営戦略、開発戦略を中心にグループ事業全体を統括し、さらには2019年6月の代表取締役、同年11月の社長執行役員就任後は、グループ経営統括として、企業価値向上に尽力してまいりました。2018年度半ばから続く市況の低迷や昨今の新型コロナウイルスの影響等により業績が悪化する中、早急に経営を立て直し、グループのさらなる成長を指揮する責任者として適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

さな だ やす ひろ
真田 保 弘 (1959年1月7日生)

所有する当社の株式数…………… 22,456株
2019年度 取締役会出席状況…………… 13/14回
取締役在任年数…………… 8年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1988年 5月	当社入社	2012年 6月	当社取締役（現任）
2002年 5月	盤起工業（大連）有限公司 次長	2016年 4月	当社執行役員 最高執行責任者 事業統括
2008年 4月	当社第一営業部長	2017年 6月	当社常務執行役員 最高執行責任者（現任）
2010年 1月	盤起工業（大連）有限公司 総経理	2018年 6月	海外事業統括
2011年 7月	当社執行役員 盤起工業（大連）有限公司 董事長	2019年 4月	営業統括 営業本部長（現任）

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

真田保弘氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

真田保弘氏は、2012年6月取締役就任後、8年にわたり取締役を務めており、当社及び中国パンチグループでの事業経験も活かし、当社グループ事業の統括責任者としてグローバル展開を率先して指揮してまいりました。2019年からはグループ営業を統括し、市況が低迷を続ける中、新規需要の開拓、受注の確保に注力しており、かかる経験や実績も踏まえ、中期経営計画「VC2020Plus」の重点課題である「営業力の強化」を推進する責任者として適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

むら た たか お
村 田 隆 夫 (1959年10月4日生)

所有する当社の株式数…………… 19,592株
2019年度 取締役会出席状況…………… 14/14回
取締役在任年数…………… 8年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1984年 4月	日本ビクター(株) (現 ㈱) JVCケンウッド) 入社	2016年 4月	当社執行役員 最高財務責任者
2010年12月	当社入社 経理部次長	2017年 6月	当社上席執行役員 最高財務責任者 (現任)
2011年 4月	当社経理部長	2018年 4月	管理・コーポレートガバナンス管掌
2011年 7月	当社執行役員	2018年 6月	管理統括 (現任)
2012年 6月	当社取締役 (現任)		

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

村田隆夫氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

村田隆夫氏は、2012年6月取締役就任後、8年にわたり取締役を務めており、財務経理分野での長年の経験、見識を活かして管理部門を統括し、当社グループの人・モノ・金を一元的に統括するとともに、「働き方改革」を推進してまいりました。今後は前期決算により悪化した財務体質の立て直しを図るとともに、事業を下支えする「働き方改革」「人材育成」を推進する責任者として適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

たか なし あきら
高 梨 晃 (1969年5月14日生)

所有する当社の株式数…………… 13,592株
2019年度 取締役会出席状況…………… 13/14回
取締役在任年数…………… 2年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 8月	当社入社	2017年 6月	当社上席執行役員 (現任)
2008年 4月	盤起工業 (大連) 有限公司 出向	2018年 4月	当社製造本部長 兼 営業本部長
2013年 7月	同社総経理	2018年 6月	当社取締役 (現任) 国内事業統括
2015年 6月	当社執行役員 盤起工業 (大連) 有限公司 董事長	2019年 4月	当社最高執行責任者 製造統括 製造本部長 (現任)

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

高梨晃氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

高梨晃氏は、長年の製造部門での経験に加えて、中国パンチグループにおいては、董事長として、製造のみならず、営業、管理、全ての面で同社グループを統括し、大幅な業績向上を実現してまいりました。2018年6月取締役就任後は、当社グループ国内事業を統括する責任者として、CEO、COOを補佐し、2019年からは、グループのものづくりを統括する責任者として、ものづくり力や品質の向上を強力に推進してまいりました。今後も中期経営計画「VC2020Plus」の重点経営課題である「グローバル生産体制の最適化とR&D強化」を推進する責任者として適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

みつ はし ゆきこ
三 橋 友紀子 (1966年6月12日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
2019年度 取締役会出席状況…………… 14/14回
社外取締役在任年数…………… 4年

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 4月 東海旅客鉄道(株)入社	2015年 6月 (株)AOI Pro. 社外取締役 (現任)
2000年 4月 弁護士登録 プレークモア法律事務所入所	2016年 6月 当社社外取締役 (現任)
2002年 11月 アシャースト東京法律事務所入所	2018年 6月 当社取締役会議長 (現任)
2010年 1月 シティユーワ法律事務所入所 (現任)	

【重要な兼職の状況】

シティユーワ法律事務所 弁護士
(株)AOI Pro. 社外取締役

【当社との特別利害関係】

三橋友紀子氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由

三橋友紀子氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、事業法人における職務経験に加え、弁護士として法務全般に幅広い知見を有していることや、他社での社外取締役の経験を有していることから、「攻め」のガバナンスを実現していく社外取締役として適任と判断しております。又、女性の視点から、当社のダイバーシティ推進に向けた取り組みに対し適切なアドバイスをいただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

つの だ かず よし
角 田 和 好 (1954年3月12日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
2019年度 取締役会出席状況…………… 14/14回
社外取締役在任年数…………… 2年

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1976年 4月 菱和調温工業(株) (現 (株)テクノ菱和) 入社	2009年 4月 Hitachi Chemical Diagnostics, Inc. CEO
1981年 10月 日立化成工業(株) (現 日立化成(株)) 入社	2010年 4月 日立粉末冶金(株)代表取締役社長
1996年 8月 同社下館工場構層材料部長	2011年 4月 日立化成工業(株)代表執行役 執行役専務
2000年 2月 台湾日立化成工業股份有限公司 董事長	2014年 6月 日立化成(株)取締役 監査委員長 (2017年6月退任)
2005年 4月 日立化成工業(株)執行役	2018年 2月 キューピー(株)社外監査役 (2019年2月退任)
2006年 4月 同社執行役常務	2018年 6月 当社社外取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

角田和好氏と当社の間には特別な利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

角田和好氏は、事業会社における「ものづくり」への豊富な経験・知見に加え、執行役としての経営経験、取締役 (監査委員) 及び監査役としての監査経験もあり、当社の業務執行のモニタリングや経営上の重要な意思決定に際して適切な助言を行うなど、重要な役割を發揮していただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 三橋友紀子氏及び角田和好氏は、社外取締役候補者であります。
2. 三橋友紀子氏及び角田和好氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
3. 当社は、三橋友紀子氏及び角田和好氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が取締役に選任された場合、当社は両氏との契約を継続する予定であります。
4. 当社は、三橋友紀子氏及び角田和好氏を、東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に対し届け出ております。両氏が取締役に選任された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 各候補者の所有する当社株式の数には、当社役員持株会における本人持分を含めております。

(ご参考)

取締役候補者の指名にあたっての方針と手続き

以下の要件を満たすことを方針として代表取締役が提案し、社外役員を中心とした取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会で各候補者の適格性について審議を行ったうえで、取締役会で決定しております。

- ①上場企業の取締役としてふさわしい人格、見識を有すること
- ②取締役としての職務遂行にあたり、肉体及び精神の両面で健康上の支障がないこと
- ③経営判断能力及び経営執行能力に優れていること
- ④当社及び当社グループの業務に関し、取締役としての職務遂行に十分な経験と知見を有すること
- ⑤豊富な専門知識・経験を有し当社の持続的成長や中長期的な企業価値向上に資する人材であること
- ⑥当社以外の役員兼任は合理的な範囲であり、十分な時間・労力を当社の取締役としての業務に振り向けることが出来ること

(注) 上記のうち、社内（業務執行）取締役の要件は①～④、社外取締役の要件は①～③及び⑤～⑥

第4号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役4名（うち、社外監査役2名）全員が任期満了となります。

つきましては、監査役4名（うち、社外監査役2名）の選任をお願いするものであります。

各監査役候補者は、社外役員を中心とした取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定しております。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号			
1	木 對 紀 夫	(1950年2月21日生)	所有する当社の株式数…………… 6,300株 2019年度 取締役会出席状況…………… 14/14回 2019年度 監査役会出席状況…………… 16/16回 監査役在任年数…………… 9年

再任

【略歴、当社における地位】

1975年3月 (株)小泉入社
1977年3月 東洋ガラス(株)入社
2001年5月 当社入社 経理担当部長
2002年3月 当社経理部長

2008年6月 (株)ピンテック監査役
2009年7月 当社執行役員
2011年6月 当社常勤監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

木對紀夫氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

監査役候補者とした理由

木對紀夫氏は、2011年6月監査役就任後、9年にわたり常勤監査役を務めております。長年にわたる財務経理分野での経験に裏打ちされた、財務会計に関する高度な専門性で監査役としての職責を果たしており、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

すぎ た
杉 田

すすむ
進 (1952年2月20日生)

所有する当社の株式数……………	18,300株
2019年度 取締役会出席状況……………	13/14回
2019年度 監査役会出席状況……………	15/16回
監査役在任年数……………	5年

再任

【略歴、当社における地位】

1970年4月	アルプス電気(株) (現 アルプスアルパイン(株)) 入社	2005年4月	当社執行役員
1987年6月	当社入社	2010年6月	当社取締役
2000年5月	当社第二営業部長	2011年6月	当社常務取締役
2001年5月	当社営業推進部長	2014年6月	当社専務取締役
2002年5月	当社第一営業部長	2015年6月	当社常勤監査役 (現任)

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

杉田進氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

監査役候補者とした理由

杉田進氏は、2015年6月監査役就任後、5年にわたり常勤監査役を務めております。監査役就任前の取締役としての当社グループ事業に関する造詣の深さを活かし、監査業務を行う人材として適任と判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

あん どう りょう いち
安 藤 良 一

(1943年7月1日生)

所有する当社の株式数……………	11,600株
2019年度 取締役会出席状況……………	14/14回
2019年度 監査役会出席状況……………	16/16回
社外監査役在任年数……………	12年

再任

社外

【略歴、当社における地位】

1975年4月	東京弁護士会登録	2004年7月	東京弁護士会公設事務所弁護士法人渋谷パブリック法律事務所所長
1998年4月	東京弁護士会副会長	2007年6月	松井建設(株)社外監査役 (2015年6月退任)
1998年4月	日弁連常務理事	2008年6月	当社社外監査役 (現任)
2002年3月	(株)しんあいコーポレーション非常勤取締役 (2012年6月退任)	2009年2月	東京リード法事務所開設
2004年4月	國學院大學専門職大学院法務研究科教授		

【重要な兼職の状況】

東京リード法律事務所 弁護士

【当社との特別利害関係】

安藤良一氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由

安藤良一氏は、2008年6月監査役就任後、12年にわたり社外監査役を務めております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、他社での社外取締役及び社外監査役の経験、並びに弁護士としての長年の経験・知見に基づく公正な判断により、当社経営の客観性・中立性の確保に寄与しており、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

まつ え より あつ
松 江 頼 篤 (1956年7月28日生)

所有する当社の株式数…………… 7,700株
 2019年度 取締役会出席状況…………… 14/14回
 2019年度 監査役会出席状況…………… 16/16回
 社外監査役に在任年数…………… 8年

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位】

1988年 4月	弁護士登録	2012年 1月	弁護士法人淡路町ドリーム (現 弁護士法人DREAM) パートナー弁護士 (現任)
1994年 4月	東京都庁非常勤職員 (法律相談担当) (現任)	2012年 6月	当社社外監査役 (現任)
2009年 4月	松江頼篤法律事務所開設		
2010年 4月	東京弁護士会研修センター事務局長		

【重要な兼職の状況】

弁護士法人DREAM 弁護士
 東京都庁非常勤職員

【当社との特別利害関係】

松江頼篤氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由

松江頼篤氏は、2012年6月監査役就任後、8年にわたり社外監査役を務めております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての長年の経験・知見に基づく公正な判断により、当社経営の客観性・中立性の確保に寄与しており、引き続き社外監査役として選任を願います。

- (注) 1. 安藤良一氏及び松江頼篤氏は、社外監査役候補者であります。
 2. 安藤良一氏及び松江頼篤氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
 3. 当社は、安藤良一氏及び松江頼篤氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が監査役に選任された場合、当社は両氏との契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、松江頼篤氏を、東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に対し届け出ております。同氏が監査役に選任された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 5. 各候補者の所有する当社株式の数には、当社役員持株会における本人持分を含めております。

(ご参考)

監査役候補者の指名にあたっての方針と手続き

以下の要件を満たすことを方針として代表取締役が提案し、社外役員を中心とした取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会で各候補者の適格性について審議を行ったうえで、監査役会の同意を得て、取締役会で決定しております。

- ①業務執行者からの独立性
- ②公平不偏の態度を保持できること
- ③最低1名は財務・会計に関し相当程度の知見を有することが望ましい

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	むぎ たに 麥 谷	あつし 純 (1957年6月17日生)	所有する当社の株式数……………	一株
-----	------------------------	-------------------------------	-----------------	----

社外

【略歴】

1980年4月 帝人(株)入社
2007年7月 同社新事業開発部長
2013年4月 同社経営監査部長
2015年6月 同社常勤監査役(2019年6月退任)

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

麥谷純氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

補欠の社外監査役候補者とした理由

麥谷純氏は、複数の事業分野における経理・財務等の経験や、内部監査・監査役の豊富な経験を有しており、当社の社外監査役として適任と判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 麥谷純氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 麥谷純氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
3. 麥谷純氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 麥谷純氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。

(ご参考)

社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

当社は会社法における社外役員の資格要件に加え、以下に掲げる項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

- ①当社及び当社の関係会社（以下、当社グループ）の業務執行者*1ならびに過去において業務執行者であった者
- ②当社グループを主要な取引先*2とする者またはその業務執行者
- ③当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
- ④当社の大株主*3またはその業務執行者
- ⑤当社グループが大株主である会社の業務執行者
- ⑥当社の法定会計監査人である監査法人に所属している者
- ⑦当社グループから、役員報酬以外に多額*4の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等。なお、当該利益を受けている者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者を含む
- ⑧当社グループから多額の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
- ⑨当社グループが直近事業年度末日の連結総資産の2%を超える資金の借入をしている金融機関及びその関係会社、またはそれらの業務執行者
- ⑩当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員を兼務している場合における当該他の会社及びその関係会社の業務執行者
- ⑪上記②～⑩に過去3年間において該当していた者
- ⑫上記①～⑪に該当する者が重要な地位（役員及び部長職以上の使用人またはそれらと同格とみなされる役職）にある場合は、その者の配偶者及び2親等以内の親族

(注)

*1 業務執行者：業務執行取締役、執行役、その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、使用人

*2 主要な取引先：取引高が取引元の直近事業年度における連結売上高の2%を超える取引先

*3 大株主：直接保有、間接保有を含む議決権保有割合が10%以上である株主

*4 多額：その者が個人の場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合等の団体の場合にはその者の年間の総収入の2%を超える額

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2020年4月10日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、本プランは、同取締役会の決議により導入され効力を生じておりますが、その有効期限は本総会終結の時とされているため、本総会においてその更新を議案としてお諮りさせていただき、ご承認をお願いするものであります。

I 提案の理由

1. 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 中期経営計画による取組み

当社は、招集ご通知1ページに記載の企業ビジョンを実現していくため、2016年度を初年度とする5年間の中期経営計画「VC2020」に取り組んでまいりました。

ここでは、「販売5極体制の確立」「お客様サービスの向上」「高収益事業の推進とR&D強化」及び「働き方改革」を4つの重点経営課題として、それぞれに施策を講じています。

- 「販売5極体制の確立」は、既存の日本、中国、東南アジアに加えて、米州、欧州にも新たな販売体制を確立するものです。
- 「お客様サービスの向上」は、新製品・サービスの提供の他、調達ソースのグローバル化による最適な製品の提供や、グローバル展開されているお客様へ世界中で当社製品の提供を行うものです。
- 「高収益事業の推進とR&D強化」は、新設のベトナム工場をトリガーとした、日本工場、中国工場との生産最適化と、R&D強化を通じた特注品生産工程の改善によって利益の増強を図るものです。
- 「働き方改革」は、社員のワークライフバランスを実現するとともに、より透明性・公平性のある人事制度の導入によって社員のモチベーションの向上を図るものです。

上記の「VC2020」は2020年度を最終年度とする計画ですが、米中貿易摩擦の長期化に、新型コロナウイルス感染の世界的拡大が加わり、当社の経営環境がますます先行き不透明な状況になっていることから、次期中期経営計画の策定に入る前に、2020年度から2年間の繋ぎ計画である「VC2020Plus」を策定し、今後に向けた足場固めを行うこととしました。「VC2020Plus」では、「VC2020」の基本的な経営方針を踏襲しつつ、現環境に呼応した内容の見直しを行いました。「高い品質のカatalog品と特注品をワンストップで提供する」「世界5極の営業ネットワークでお客様に寄り添う」、というユニークなビジネスモデルが当社の強みであり、これをさらに発展させるものであります。

② コーポレートガバナンス強化による取組み

当社は、法令を遵守し誠実に社会的責任を果たすとともに、経営の健全性及び透明性を高め、株主や顧客をはじめとするすべてのステークホルダーにとっての利益を守り、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスの確立が最重要課題と認識し、指名・報酬諮問委員会の設置、取締役会の実効性評価、執行役員制度の強化、取締役会議長の社外取締役への変更、譲渡制限付株式報酬の導入をはじめとした役員報酬制度の整備等、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

3. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記1.に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得行為を抑止するために、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

II 提案の内容

1. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の対抗措置（下記2.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)に定義されます。以下同じとします。）をとることができるものとします。本プランに従って本新株予約権（下記2.(1)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じとします。）の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役、当社社外監査役及び/又は社外の有識者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの発動に係る手続 (別紙1「当社株式の大量取得行為に関する対応策に係るフローチャート」参照)

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案(注1)を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等(注2)について、保有者(注3)の株券等保有割合(注4)が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等(注5)について、公開買付け(注6)を行う者の株券等所有割合(注7)及びその特別関係者(注8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他の対抗措置の不実施に関する決議を行い、又は当社株主総会において本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(注1)「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

(注2)金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注3)金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注4)金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注5)金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注6)金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注7)金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

(注8)金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限るものとします。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報を含む当社取締役会又は独立委員会が買付者等の買付等の内容を検討するために必要と考える情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議事項、決議要件等については、別紙2「独立委員会規則の概要」、本プランの導入時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙3「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者^(注9)、特別関係者、買付者等を被支配法人等^(注10)とする者の特別関係者その他の密接関連者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の内容等を含みます。）^(注11)
- ② 買付等の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠の詳細
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の詳細、並びに、買付者等による当社の株券等の過去における取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
- ⑦ 買付等の後における当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社の従業員、取引先、地域社会その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑪ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

^(注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

^(注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

^(注11) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会検討期間（下記②「独立委員会による検討等」に定義されます。）の範囲内で独立委員会が適宜設定する回答期限までの間（以下「取締役会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したのものも含みます。）の提供がなされたと認めた場合、かかる情報等の全てを受領した日から原則として90日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います（注12）。その際、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容及び代替案（もしあれば）の検討、並びに買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日を超えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

（注12）他社の買収防衛策において、金銭（円貨）を対価とする全株券等の買付けの場合と、それ以外の一部買付けの場合とで、それぞれ異なる独立委員会検討期間を設定している事例があることも認識しておりますが、独立委員会が行うべき職務（買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を含みます。）は、対価の種類を問わず必要となるものであるから、当社においては、両場合を区別せずに独立委員会検討期間を設定するのが合理的であると考えております。

(e) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、上記の 절차를踏まえ、買付等が下記(2)「対抗措置実施の要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当て又はその他法令及び当社定款の下で可能な措置（以下「対抗措置」と総称します。）を実施すべき旨の勧告を行うことができるものとします。なお、独立委員会は、勧告に際して対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦対抗措置の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、対抗措置の中止等に係る新たな勧告を行うことができるものとします。なお、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行った場合においては、独立委員会は、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、対抗措置を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員会は、一旦対抗措置の実施の勧告を行わない場合であっても、後日、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、対抗措置を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記(e)に従って勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重して対抗措置の実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。但し、下記(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い取締役会決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、(i)独立委員会が、上記(e)に従い、対抗措置の実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様意思を確認することとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 対抗措置実施の要件

本プランを発動して対抗措置を実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり(買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。)、かつ対抗措置を実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ対抗措置を実施することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員等の利害関係者との関係を損なうことなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者(注13)、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者(注14)、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V) 上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI) 上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者(注15)（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由(注16)が存する場合を除き本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(注13)原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注14)原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注15)ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(注16)具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止又は撤回し、かつ爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、20%を下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途本新株予約権無償割当て決議又は当社取締役会において定めるものとします。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち、当該取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本プランの導入の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2020年4月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入にあたって株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当てを含む対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償で割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出頂く書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の割当対象株主の皆様のご口座への振替に必要な情報等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記2.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、原則として、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせず当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

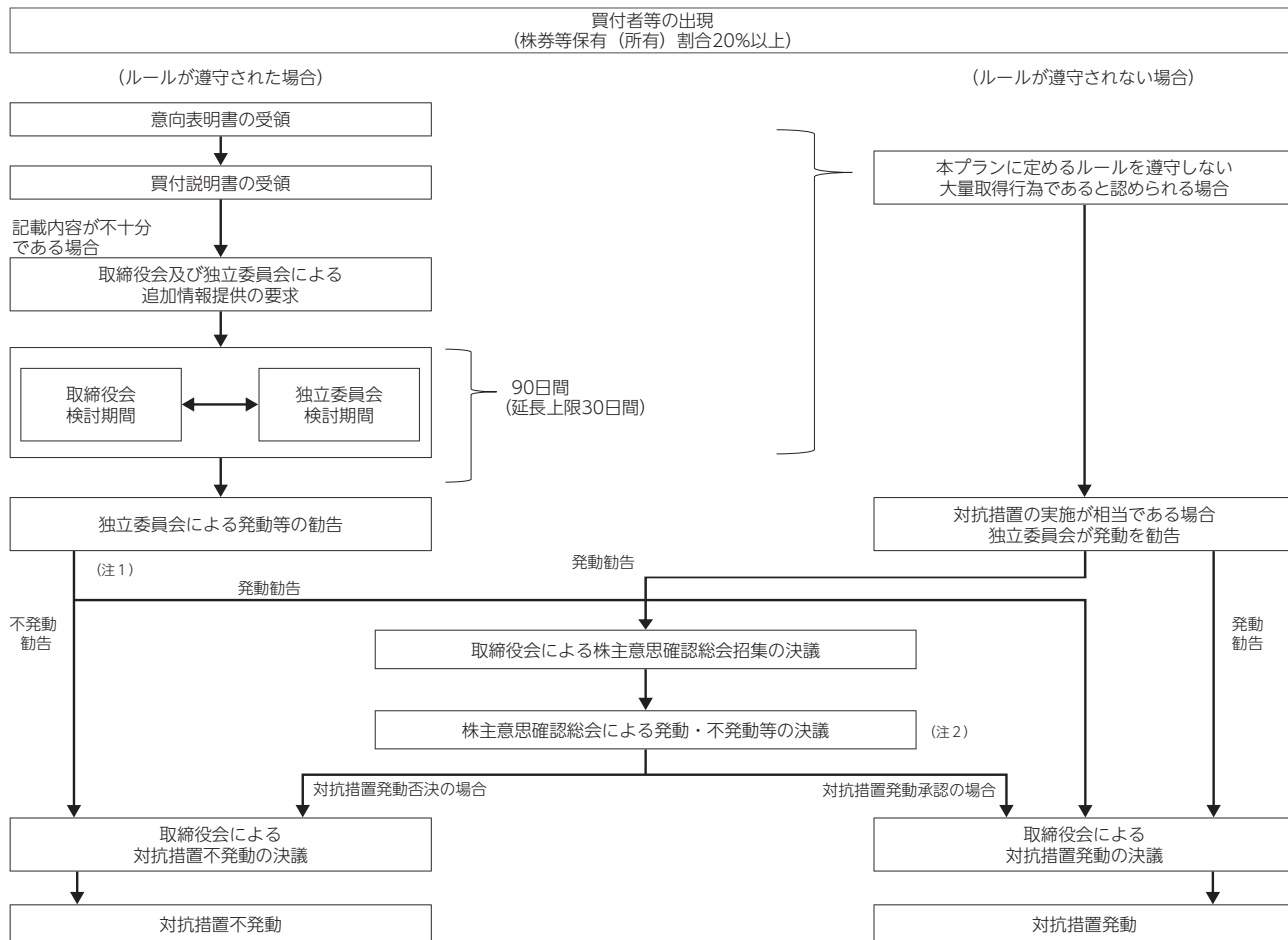
(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに、原則として当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報をご提供頂くほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出頂くことがあります。

上記のほか、本新株予約権の無償割当てを行う場合における本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

当社株式の大量取得行為に関する対応策に係るフローチャート



(注1) (i) 独立委員会が、対抗措置の実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合は、若しくは買付者等の買付等に関する株主意の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意を確認することが適切と判断する場合には、株主意確認総会を招集し、株主の皆様意思を確認することとします。

(注2) 本フローチャートに明示されている場合のほか、独立委員会が、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合に、買付者等の買付等に関する株主意の確認を行うこと等を勧告したときは、取締役会は、かかる勧告を最大限尊重した対応をすることがあります。

(注3) 本フローチャートは、本プランに係る手続の流れの概要をわかりやすく説明するために、詳細を省略して作成されたものです。本プランの正確な内容については、本文をご参照ください。

以上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を速やかに行う（但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従う。）なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①本新株予約権の無償割当て又はその他法令及び当社定款の下で可能な措置の実施又は不実施
 - ②買付者等の買付等に関する株主意思の確認
 - ③本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ④本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ⑤買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑥買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑦買付者等との間の協議・交渉
 - ⑧当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑨独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑩株主意思確認総会招集の可否及びその目的の決定
 - ⑪本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑫その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑬当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができると定めた事項
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の過半数が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員略歴

氏名	略歴
つのだ かずよし 角田 和好 (1954年3月12日生)	1976年4月 菱和調温工業(株)(現(株)テクノ菱和)入社 1981年10月 日立化成工業(株)(現日立化成(株))入社 2000年2月 台湾日立化成工業股份有限公司董事長 2005年4月 日立化成工業(株)執行役 2006年4月 同社執行役常務 2009年4月 Hitachi Chemical Diagnostics, Inc. CEO 2010年4月 日立粉末冶金(株)代表取締役社長 2011年4月 日立化成工業(株)代表執行役 執行役専務 2014年6月 日立化成(株)取締役 監査委員長 2018年2月 キューピー(株)社外監査役 2018年6月 当社社外取締役(現任)
まつえ よりあつ 松江 頼篤 (1956年7月28日生)	1988年4月 弁護士登録 1994年4月 東京都庁非常勤職員(法律相談担当) 2010年4月 東京弁護士会研修センター事務局長 2012年1月 弁護士法人淡路町ドリーム(現DREAM)パートナー弁護士(現任) 2012年6月 当社社外監査役(現任)
みつはし ゆきこ 三橋 友紀子 (1966年6月12日生)	1989年4月 東海旅客鉄道(株)入社 2000年4月 弁護士登録 2000年4月 ブレークモア法律事務所 2002年11月 アシャースト東京法律事務所 2010年1月 シティユーワ法律事務所(現任) 2015年6月 (株)AOI Pro. 社外取締役(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任)

(注1) 上記3氏と当社との間取引関係及び特別の利害関係はありません。

(注2) 上記3氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦の長期化や新型コロナウイルス（以下、「コロナ」）感染拡大が大きな影響を及ぼし始め、不透明な状況で推移しました。また、日本経済においても、景気は昨年の消費税増税、今年のコロナ感染拡大等の影響により、急速に悪化しました。このコロナ感染拡大は、国内外の経済に甚大な被害を与えることが確実視されているものの、感染拡大が収束する見通しが立っていないことから、先行きの見通しが困難な状況が続いております。

このような環境のなかで当社グループは、2016年4月よりスタートした中期経営計画「バリュークリエーション2020」（以下、「VC2020」）において、「販売5極体制の確立」「お客様サービスの向上」「高収益事業の推進とR&D強化」及び「働き方改革」の4つを重点経営課題として定め、これらに取組んでおりましたが、米中貿易摩擦の長期化やコロナ感染拡大等による業績悪化もあり、計画の修正を検討してまいりました。

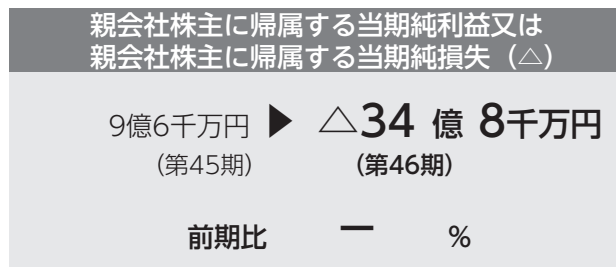
その結果、「VC2020」の最終年度である2020年度から2021年度の2ヵ年を計画期間とする中期経営計画「バリュークリエーション2020Plus（プラス）」（以下、「VC2020Plus」）を経営の立て直し計画として策定することにしました。

当連結会計年度の経営成績に目を向けますと、米中貿易摩擦の長期化やコロナ感染拡大を背景に、日本及び海外、特に中国において、売上構成比の高い自動車関連、電子部品・半導体関連需要の低迷が続続し、全ての地域・業種において前期実績を下回る売上となりました。

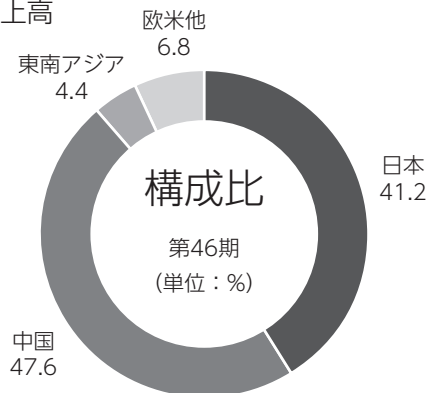
この結果、国内売上高は14,565百万円（前期比13.2%減）、中国売上高は16,836百万円（前期比15.4%減）、東南アジア地域の売上高は1,535百万円（前期比8.1%減）、欧米他地域の売上高は2,410百万円（前期比6.9%減）となり、連結売上高は35,348百万円（前期比13.6%減）となりました。

また、業種別では、自動車関連は15,370百万円（前期比14.0%減）、電子部品・半導体関連は6,113百万円（前期比19.1%減）、家電・精密機器関連は4,298百万円（前期比11.1%減）、その他は9,566百万円（前期比10.3%減）となりました。

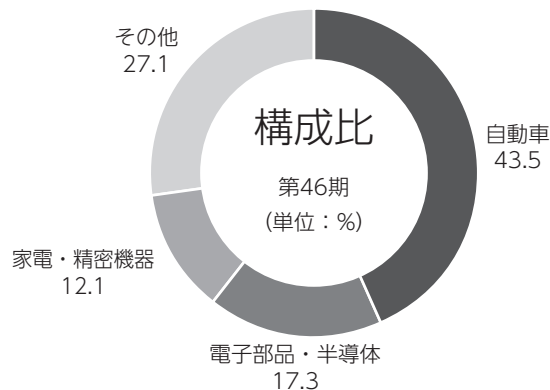
利益面につきましては、グループ全体で経費削減に取組み、販売費及び一般管理費は前期よりも削減したものの、受注減少に伴う全般的な工場の操業状況悪化による原価率の上昇等により、営業利益は835百万円（前期比67.6%減）、経常利益は712百万円（前期比72.0%減）となりました。また、第3四半期に国内2工場において減損損失を計上したことに加え、第4四半期には、ベトナム工場における減損損失や、コロナ感染拡大による影響を受け、マレーシアパンチの連結子会社化にともない発生していたのれん等において将来の収益性の低下による減損損失を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は3,485百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益960百万円）となりました。



地域別売上高



業種別売上高



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,011百万円で、その主なものは次のとおりであります。

北	上	工	場	生産・技術開発設備の拡充
宮	古	工	場	生産設備の拡充
兵	庫	工	場	生産設備の新設、拡充
盤起工業（大連）有限公司				生産・技術開発設備の新設、拡充
PUNCH INDUSTRY MANUFACTURING VIETNAM CO. LTD.				生産設備の拡充

③ 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、単体の運転資金及び長期借入金の約定返済資金に充当するため、取引金融機関より1,500百万円の長期借入れを行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

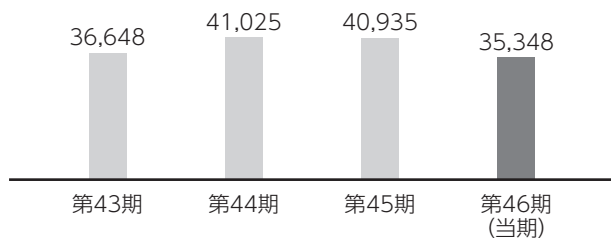
① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第43期 (2017年3月期)	第44期 (2018年3月期)	第45期 (2019年3月期)	第46期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高 (千円)	36,648,955	41,025,203	40,935,895	35,348,500
経常利益 (千円)	1,874,324	2,731,763	2,547,147	712,976
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△)	1,375,891	1,788,989	960,248	△3,485,922
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	62.49	81.61	43.92	△160.01
総資産 (千円)	29,451,971	32,560,683	31,155,023	25,576,676
純資産 (千円)	14,176,360	16,174,751	15,734,184	11,747,338
1株当たり純資産額 (円)	646.25	736.64	721.49	536.64

(注) 2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第43期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

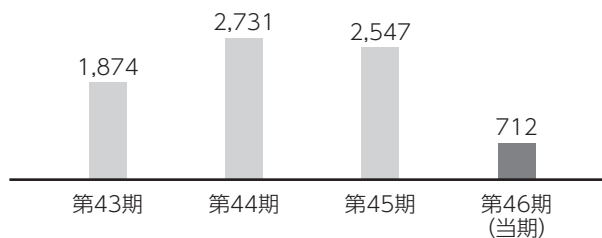
売上高

(単位：百万円)



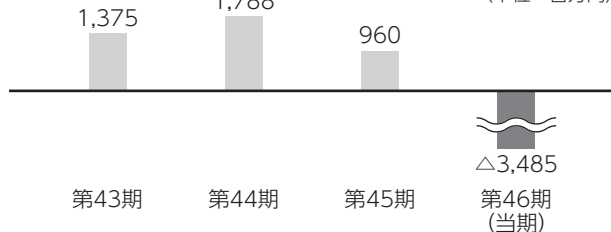
経常利益

(単位：百万円)



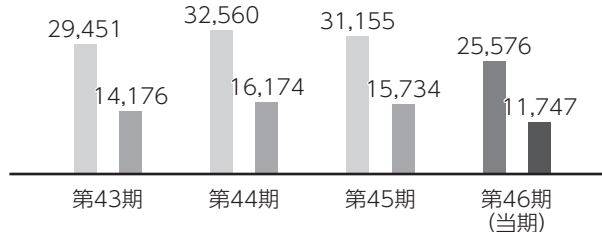
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)

(単位：百万円)



総資産／純資産

(単位：百万円)



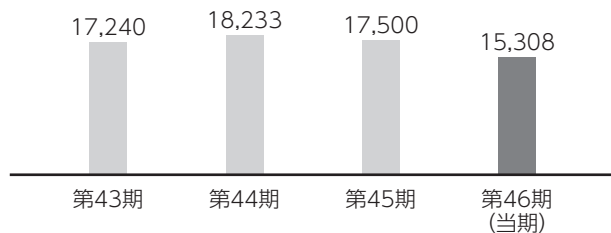
② 当社の財産及び損益の状況

区分	第43期 (2017年3月期)	第44期 (2018年3月期)	第45期 (2019年3月期)	第46期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高(千円)	17,240,121	18,233,296	17,500,352	15,308,882
経常利益(千円)	531,939	802,165	729,688	723,607
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	403,438	560,542	△962,826	△3,517,048
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	18.32	25.57	△44.04	△161.44
総資産(千円)	19,770,271	20,342,040	19,374,131	14,349,497
純資産(千円)	8,400,751	8,684,898	7,186,205	3,564,072
1株当たり純資産額(円)	383.05	395.36	328.76	161.88

(注) 2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第43期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

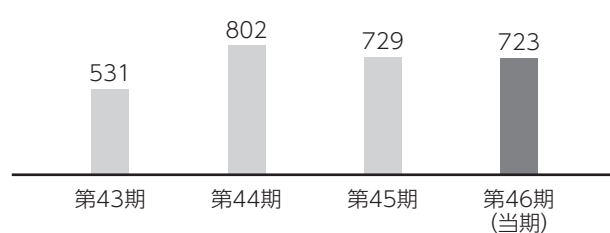
売上高

(単位：百万円)



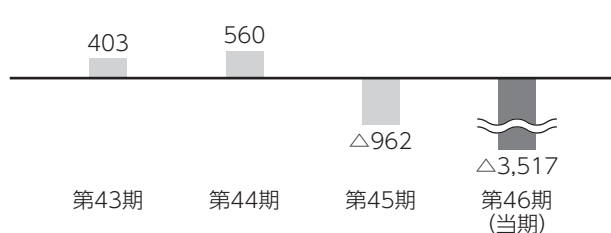
経常利益

(単位：百万円)



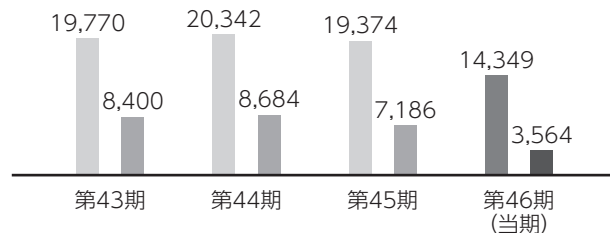
当期純利益又は当期純損失(△)

(単位：百万円)



総資産／純資産

(単位：百万円)



(3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境については、米中貿易摩擦の長期化による影響や、新型コロナウイルス感染拡大による新たな地政学的リスク発生等の影響もあり、海外事業を含むグループ全体の市場環境が厳しさを増していることから、当社は、「消費の低迷やお客様の休業等による販売面への影響」「工場・物流の活動制限等による製商品供給への影響」「商談機会の減少等による営業活動への影響」「資源価格の変動等による販売価格への影響」等のリスクに直面しております。そうした中、この環境の変化に対応するとともに、悪化した業績の立て直しにグループ全体で取組むため、2020年度から2021年度の2カ年を計画期間とする中期経営計画「バリュークリエーション2020Plus（プラス）」を策定いたしました。

本中期経営計画においては、前中期経営計画「バリュークリエーション2020」から引き継ぎ深化させた4つの重点経営課題、「販売5極体制の確立」「営業力の強化」「グローバル生産体制の最適化とR&D強化」「働き方改革と人材育成」を定め、以下のような取組みをしております。

① 販売5極体制の確立

米州においては、知名度向上と市場規模のある医療関連産業等への営業強化、また、欧州においては、販売代理店とのさらなる関係強化を通じた販路拡大や、進出形態の方向性決定を含む取組みの強化等、引き続き欧米市場での販売体制確立に取り組んでまいります。

② 営業力の強化

製品知識や加工経験のある営業人員を増員、育成するために生産部門から営業部門への配置転換を推進し、提案力の向上を図ります。

また、特注品受注強化の一環として、技術力の蓄積により製造可能領域が拡大した医療関連、食品・飲料関連等を中心とする重点顧客を設定し、売上高の底上げを進めてまいります。

③ グローバル生産体制の最適化とR&D強化

国内工場での生産品目、設備投資、人員配置の最適化を図り、自動化や省力化、データ分析による生産情報の可視化等による生産効率の向上へ取組み、ISO9001再取得による品質向上を進めてまいります。

また、加工難易度の高い材料の加工技術開発等、新技術開発と技術力強化にも取組み、既存分野での取引拡大を目指します。

④ 働き方改革と人材育成

2019年4月の新人事制度導入に続き、今般の新型コロナウイルス感染対策をきっかけとした、ITインフラ整備を背景とした「在宅勤務」の拡大等、働き方のさらなる多様化と間接業務の効率化を推進してまいります。

また、「東南アジア」並びに「欧米他」地域での業容拡大を企図したグローバル人材の育成、次世代の経営を担う幅広い見識を持った人材の育成等、中長期的視点から広い意味での人事戦略の構築に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援を賜りたくお願い申し上げます。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ピンテック	山形県山形市	千円 10,000	100% (-)	金型用部品 製造販売
盤起工業（大連）有限公司	中国 遼寧省大連市	千米ドル 32,500	100% (-)	金型用部品 製造販売
盤起工業（瓦房店）有限公司	中国 遼寧省大連瓦房店市	千円 680,000	100% (75%)	金型用部品 製造販売
盤起工業（無錫）有限公司	中国 江蘇省無錫市	千円 150,000	100% (75%)	金型用部品 製造販売
盤起工業（東莞）有限公司	中国 広東省東莞市	千円 300,000	100% (75%)	金型用部品 製造販売
盤起弹簧（大連）有限公司	中国 遼寧省大連市	千円 240,000	100% (75%)	金型用部品 製造販売
PUNCH INDUSTRY INDIA PVT. LTD.	インド チェンナイ	千インドルピー 100,000	100% (0.1%)	金型用部品 販売
PUNCH INDUSTRY MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア ペナン	千リンギット 9,000	100% (-)	金型用部品 製造販売
PUNCH INDUSTRY SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール	千シンガポールドル 50	100% (100%)	金型用部品 販売
PUNCH INDUSTRY VIETNAM CO. LTD.	ベトナム ホーチミン	千米ドル 150	100% (100%)	金型用部品 販売
PT. PUNCH INDUSTRY INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	千ルピア 5,833,800	60% (60%)	金型用部品 販売
PUNCH INDUSTRY MANUFACTURING VIETNAM CO. LTD.	ベトナム ビンズン省	千米ドル 8,400	100% (-)	金型用部品 製造販売
PUNCH INDUSTRY USA INC.	米国 イリノイ州	千米ドル 300	100% (-)	金型用部品 販売

(注) 議決権比率欄の () 内数字は、間接所有割合を内数で示しております。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業内容	主要製品
金型用部品事業	プラスチック金型用部品
	プレス金型用部品

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都品川区		
支店 (9支店)	仙台 (宮城県仙台市) 関東 (神奈川県横浜市) 関西 (大阪府守口市)	宇都宮 (栃木県宇都宮市) 長野 (長野県上田市) 広島 (広島県広島市)	北関東 (埼玉県さいたま市) 名古屋 (愛知県名古屋市) 福岡 (福岡県福岡市)
営業所 (2営業所)	北上 (岩手県北上市)	金沢 (石川県金沢市)	
工場 (3工場)	北上工場 (岩手県北上市)	宮古工場 (岩手県宮古市)	兵庫工場 (兵庫県加西市)
物流センター	東京ロジスティクスセンター (神奈川県横浜市)		

(注) 2019年6月24日付で、京都支店を大阪支店に統合し関西支店といたしました。

② 子会社

「(4) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」をご参照ください。

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内事業	1,062名	一名増
海外事業	2,958名	262名減
合計	4,020名	262名減

(注) 1. 臨時従業員の総数は従業員数の100分の10未満であるため記載は省略しております。

2. 前連結会計年度末比減の要因は、主に中国及びベトナムの製造子会社における生産体制見直しによるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
985名	3名増	40.3歳	13.7年

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,090,358千円
株式会社みずほ銀行	1,300,427千円
株式会社三井住友銀行	1,476,985千円

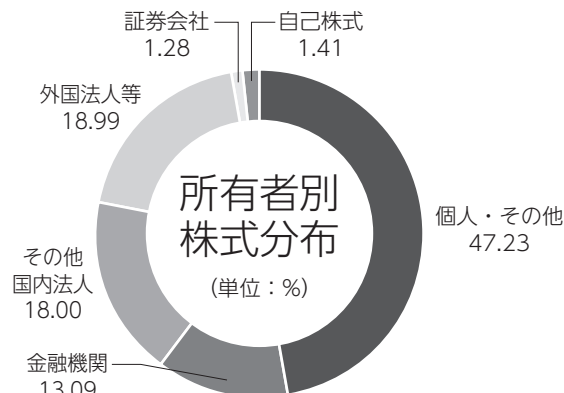
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 22,122,400株 |
| ③ 株主数 | 5,287名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |



株主名	持株数	持株比率
エム・ティ興産株式会社	3,804,900株	17.45%
CACEIS BANK S. A., GERMANY BRANCH - CUSTOMER ACCOUNT	2,415,800株	11.08%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,319,300株	6.05%
パンチ工業従業員持株会	879,430株	4.03%
森久保 有司	663,000株	3.04%
森久保 哲司	663,000株	3.04%
神庭 道子	431,000株	1.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	359,000株	1.65%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	284,700株	1.31%
THE BANK OF NEW YORK 134088	270,800株	1.24%

- (注) 1. 当社は、自己株式を312,806株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 持株比率は小数点第3位を四捨五入しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年6月18日開催の第45回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、同年7月12日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月9日付で取締役 (社外取締役を除く) 及び執行役員に対し自己株式37,440株の処分を行いました。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日	2016年6月22日	2017年7月12日	2018年7月13日
新株予約権の数	38個	32個	181個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	2名	2名	4名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 7,600株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 6,400株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 18,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2018年7月8日から 2038年7月7日まで	2019年7月28日から 2039年7月27日まで	2020年7月31日から 2040年7月30日まで
新株予約権の行使条件	<p>①新株予約権の行使時において当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>		

- (注) 1. 2018年1月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。
 2. 使用人として在籍中に付与されたものを含んでおります。
 3. 第3回新株予約権の数は、権利の失効により減少しております。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。

③その他新株予約権等に関する重要な事項
 該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	森久保 哲 司	最高経営責任者 (CEO) グループ経営統括
取締役 常務執行役員	真 田 保 弘	最高執行責任者 (COO/営業) 営業統括 営業本部長
取締役 上席執行役員	村 田 隆 夫	最高財務責任者 (CFO) 管理統括
取締役 上席執行役員	高 梨 晃	最高執行責任者 (COO/製造) 製造統括 製造本部長
取 締 役	三 橋 友 紀 子	取締役会議長 シティユーフ法律事務所 弁護士 株式会社AOI Pro. 社外取締役
取 締 役	角 田 和 好	
常 勤 監 査 役	木 對 紀 夫	
常 勤 監 査 役	杉 田 進	
監 査 役	安 藤 良 一	東京リード法律事務所 弁護士
監 査 役	松 江 頼 篤	弁護士法人DREAM 弁護士 東京都庁非常勤職員 (法律相談担当)

- (注) 1. 取締役三橋友紀子氏及び角田和好氏は、社外取締役であります。
2. 監査役安藤良一氏及び松江頼篤氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
4. 監査役木對紀夫氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者 武田雅亮氏は、2019年10月22日付で、逝去により退任いたしました。
6. 代表取締役 副社長執行役員 森久保哲司氏は、2019年11月1日付で、社長執行役員 最高経営責任者に就任いたしました。
7. 当社は、三橋友紀子氏、角田和好氏及び松江頼篤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社は執行役員制度を導入しております。2020年3月31日現在の執行役員 (取締役兼務者を除く) は以下のとおりです。

会社における地位	氏名	担 当
執 行 役 員	久 米 信	PUNCH INDUSTRY MALAYSIA SDN. BHD. 代表取締役
執 行 役 員	藤 澤 宏	管理本部長 兼 情報システム室長
執 行 役 員	森 久 保 博 久	PUNCH INDUSTRY USA INC. 代表取締役
執 行 役 員	衣 松 秀 樹	経営戦略室長
執 行 役 員	河 野 稔	経営監査室長
執 行 役 員	川 崎 丈 二	盤起工業(大連)有限公司 董事長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役三橋友紀子氏、角田和好氏並びに、社外監査役安藤良一氏、松江頼篤氏との間で、責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針等

当社は、「世界のものづくりを支えるパンチグループとして、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主利益との整合性を保ちつつ、各役員への会社業績向上に向けた効果的かつタイムリーな動機づけがなされるとともに、優秀な人材を経営陣として確保することが出来るような報酬体系とする。」ことを基本方針としております。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、業績連動賞与、株式報酬の3つで構成し、一方、社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

報酬制度の客観性・透明性を高めるため、取締役の報酬については取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会で審議を行ったうえで、取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬については、監査役会にて決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

区分	員数 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)			
			固定報酬	業績連動賞与	ストック・オプション	譲渡制限付株式
取締役 (うち社外取締役)	7 (2)	118,368 (12,000)	98,839 (12,000)	— (—)	9,321 (—)	10,208 (—)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	57,336 (14,208)	57,336 (14,208)	— (—)	— (—)	— (—)
合計 (うち社外役員)	11 (4)	175,704 (26,208)	156,175 (26,208)	— (—)	9,321 (—)	10,208 (—)

- (注) 1. 上記には当事業年度中に逝去により退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第42回定時株主総会において、年額400,000千円以内と決議いただいております。また、別枠で、2016年6月22日開催の第42回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額を、年額100,000千円以内と決議いただきましたが、2019年6月18日開催の第45回定時株主総会において、上記株式報酬型ストック・オプションに代えて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額100,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第42回定時株主総会において、年額80,000千円以内と決議いただいております。
4. 業績連動賞与は、2020年3月期の業績が「親会社株主に帰属する当期純損失」であったため、当事業年度の引当金はありません。
5. スtock・オプションの額は、2017年7月27日及び2018年7月30日にストック・オプションとして割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。
6. 譲渡制限付株式の額は、2019年8月9日に割当てた譲渡制限付株式に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

「①取締役及び監査役の状況」に記載したとおり、各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

役職及び氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	活動状況
社外取締役 三橋友紀子	14回/14回	—	弁護士及び他社社外取締役としての経験から、取締役会において、リスクマネジメント及びダイバーシティの観点から発言を行っております。 また、取締役会議長、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。
社外取締役 角田和好	14回/14回	—	事業会社での執行・監督双方の豊富な経験から、取締役会において、経営全般に対する助言や、リスクマネジメントの観点から発言を行っております。 また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。
社外監査役 安藤良一	14回/14回	16回/16回	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、業務監査・内部統制監査について適宜必要な発言を行っております。 さらに、任意の指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。
社外監査役 松江頼篤	14回/14回	16回/16回	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、業務監査・内部統制監査について適宜必要な発言を行っております。 さらに、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の妥当性を確認し、報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し同意いたしました。
3. 当社の子会社のうち、盤起工業（大連）有限公司他3社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているプライスウォーターハウスクーパースのメンバーファームに対して、監査証明業務に相当すると認められる業務に基づく報酬を支払っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 中期経営計画による取組み

当社は、招集ご通知1ページに記載の企業ビジョンを実現していくため、2016年度を初年度とする5年間の中計経営計画「VC2020」に取組んでまいりました。

ここでは、「販売5極体制の確立」「お客様サービスの向上」「高収益事業の推進とR&D強化」及び「働き方改革」を4つの重点経営課題として、それぞれに施策を講じています。

- 「販売5極体制の確立」は、既存の日本、中国、東南アジアに加えて、米州、欧州にも新たな販売体制を確立するものです。
- 「お客様サービスの向上」は、新製品・サービスの提供の他、調達ソースのグローバル化による最適な製品の提供や、グローバル展開されているお客様へ世界中で当社製品の提供を行うものです。
- 「高収益事業の推進とR&D強化」は、新設のベトナム工場をトリガーとした、日本工場、中国工場との生産最適化と、R&D強化を通じた特注品生産工程の改善によって利益の増強を図るものです。
- 「働き方改革」は、社員のワークライフバランスを実現するとともに、より透明性・公平性のある人事制度の導入によって社員のモチベーションの向上を図るものです。

上記の「VC2020」は2020年度を最終年度とする計画ですが、米中貿易摩擦の長期化に、新型コロナウイルス感染の世界的拡大が加わり、当社の経営環境がますます先行き不透明な状況になっていることから、次期中期経営計画の策定に入る前に、2020年度から2年間の繋ぎ計画である「VC2020Plus」を策定し、今後に向けた足場固めを行うこととしました。「VC2020Plus」では、「VC2020」の基本的な経営方針を踏襲しつつ、現環境に呼応した内容の見直しを行いました。「高い品質のカatalog品と特注品をワンストップで提供する」「世界5極の営業ネットワークでお客様に寄り添う」、というユニークなビジネスモデルが当社の強みであり、これをさらに発展させるものであります。

② コーポレートガバナンス強化による取組み

当社は、法令を遵守し誠実に社会的責任を果たすとともに、経営の健全性及び透明性を高め、株主や顧客をはじめとするすべてのステークホルダーにとっての利益を守り、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスの確立が最重要課題と認識し、指名・報酬諮問委員会の設置、取締役会の実効性評価、執行役員制度の強化、取締役会議長の社外取締役への変更、譲渡制限付株式報酬の導入をはじめとした役員報酬制度の整備等、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2020年4月10日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しました。

① 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記1.に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得行為を抑止するために、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主に代替案を提案したり、あるいは株主がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買取者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の対抗措置をとることができるものとします。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者等以外の株主に当社株式が交付された場合には、買取者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役、当社社外監査役及び/又は社外の有識者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

なお、本プランの有効期間は本総会終結の時までとされており、本総会において株主のご承認を得た場合は、その後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされています。

4. 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中長期的経営計画の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するための具体的な取組みとして策定されたものであり、1. の基本方針に沿うものです。

また、本プランは当社株式に関する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的としており1. の基本方針に沿うものです。

特に本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買取防衛策に関する指針の定める三原則を充足していること、本プランが本総会終結時までとされており、本プランが本総会において株主のご承認を得た場合にのみ更新されること、一定の場合に本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の意思を確認する仕組みが設けられていること等、株主の意思を重視するものとなっております。

また、これらに加え、当社経営陣から独立性を有する当社社外取締役、当社社外監査役及び/又は社外の有識者等から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされていること、独立委員会が、当社の費用で専門家等の助言を受けることができるものとされていること、本プランの発動に関して客観的な要件が設定されていること等により、その判断の公正性・客観性が担保されております。

したがって、本プランは当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、当社は、2020年4月10日開催の当社取締役会において、本総会の承認を条件として、本プランを更新することを決議し、本総会の第6号議案として上程しております。当社株式の大量取得行為に関する対応策の詳細は、招集ご通知17ページ以下をご参照ください。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	17,792,346
現金及び預金	3,389,759
受取手形及び売掛金	9,942,707
商品及び製品	2,191,264
仕掛品	484,438
原材料及び貯蔵品	1,553,557
その他	298,477
貸倒引当金	△67,857
固定資産	7,784,329
有形固定資産	7,134,957
建物及び構築物	1,728,870
機械装置及び運搬具	3,834,994
工具、器具及び備品	508,693
土地	777,085
建設仮勘定	231,284
その他	54,028
無形固定資産	344,685
その他	344,685
投資その他の資産	304,685
繰延税金資産	116,072
その他	229,181
貸倒引当金	△40,569
資産合計	25,576,676

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	9,280,448
支払手形及び買掛金	2,640,227
電子記録債務	1,020,116
短期借入金	2,355,197
1年内返済予定の長期借入金	793,480
未払法人税等	248,804
賞与引当金	268,986
その他	1,953,635
固定負債	4,548,889
長期借入金	2,927,298
厚生年金基金解散損失引当金	92,819
退職給付に係る負債	1,079,769
その他	449,002
負債合計	13,829,338
(純資産の部)	
株主資本	11,913,830
資本金	2,897,732
資本剰余金	2,631,489
利益剰余金	6,539,152
自己株式	△154,543
その他の包括利益累計額	△209,908
為替換算調整勘定	△96,987
退職給付に係る調整累計額	△112,920
新株予約権	33,479
非支配株主持分	9,936
純資産合計	11,747,338
負債・純資産合計	25,576,676

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		35,348,500
売上原価		26,161,106
売上総利益		9,187,393
販売費及び一般管理費		8,351,737
営業利益		835,656
営業外収益		
受取利息	43,599	
受取配当金	300	
作業くず売却益	31,894	
その他	44,850	120,643
営業外費用		
支払利息	162,781	
その他	80,541	243,323
経常利益		712,976
特別利益		
固定資産売却益	5,218	5,218
特別損失		
固定資産除売却損失	23,410	
減損損失	3,314,067	3,337,477
税金等調整前当期純損失		△2,619,282
法人税、住民税及び事業税	568,427	
法人税等調整額	297,891	866,318
当期純損失		△3,485,601
非支配株主に帰属する当期純利益		320
親会社株主に帰属する当期純損失		△3,485,922

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日 残高	2,897,732	2,626,732	10,167,276	△191,637	15,500,105
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△141,323		△141,323
親会社株主に帰属する 当期純損失			△3,485,922		△3,485,922
自己株式の取得					
自己株式の処分		4,756	△878	37,093	40,971
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	4,756	△3,628,124	37,093	△3,586,274
2020年3月31日 残高	2,897,732	2,631,489	6,539,152	△154,543	11,913,830

	その他の包括利益累計額			新株 予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
2019年4月1日 残高	282,246	△95,757	186,488	38,211	9,378	15,734,184
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△141,323
親会社株主に帰属する 当期純損失						△3,485,922
自己株式の取得						
自己株式の処分						40,971
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△379,234	△17,162	△396,397	△4,732	557	△400,571
連結会計年度中の変動額合計	△379,234	△17,162	△396,397	△4,732	557	△3,986,846
2020年3月31日 残高	△96,987	△112,920	△209,908	33,479	9,936	11,747,338

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	6,443,269
現金及び預金	309,506
受取手形	825,230
売掛金	2,267,044
商品及び製品	781,148
仕掛品	82,676
材料及び貯蔵品	324,029
前渡金	4,383
前払費用	54,354
関係会社短期貸付金	1,130,142
その他の貸倒引当金	670,523
	△5,770
固定資産	7,906,227
有形固定資産	1,793,394
建物	585,197
構築物	17,271
機械及び装置	485,517
車両運搬具	404
工具、器具及び備品	59,375
土地	639,951
建設仮勘定	5,676
無形固定資産	159,482
ソフトウェア	159,482
投資その他の資産	5,953,350
投資有価証券	10,667
関係会社株式	2,045,665
出資金	6,295
関係会社出資金	3,679,672
長期貸付金	12,523
産更生債権等	7,330
関係会社長期貸付金	1,991,589
従業員長期貸付金	2,825
長期前払費用	360
前払年金費用	126,672
その他の貸倒引当金	81,636
	△2,011,887
資産合計	14,349,497

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	6,435,702
支払手形	169,646
電子記録債権	1,020,116
買掛金	856,514
短期借入金	2,355,197
1年内返済予定の長期借入金	793,480
未払金	660,222
未払費用	118,068
未払法人税等	121,741
預り金	25,301
賞与引当金	247,306
その他の負債	68,107
固定負債	4,349,721
長期借入金	2,927,298
繰延税金負債	437
退職給付引当金	972,532
厚生年金基金解散損失引当金	92,819
資産除去債務	110,388
その他の負債	246,246
負債合計	10,785,424
(純資産の部)	
株主資本	3,530,593
資本金	2,897,732
資本剰余金	2,631,489
資本準備金	2,626,732
その他資本剰余金	4,756
利益剰余金	△1,844,085
利益準備金	63,970
その他利益剰余金	△1,908,055
別途積立金	210,000
繰越利益剰余金	△2,118,055
自己株式	△154,543
新株予約権	33,479
純資産合計	3,564,072
負債・純資産合計	14,349,497

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		15,308,882
売上原価		11,660,907
売上総利益		3,647,974
販売費及び一般管理費		4,442,382
営業損失		△794,407
営業外収益		
受取利息	122,891	
受取配当金	1,608,700	
その他	26,436	
営業外費用		
支払利息	146,617	
為替差損	38,943	
その他	54,452	
経常利益		723,607
特別利益		
固定資産売却益	3,964	3,964
特別損失		
固定資産除売却損	10,267	
減損損失	2,154,013	
貸倒引当金繰入額	1,399,814	
税引前当期純損失		△2,836,523
法人税、住民税及び事業税	229,046	
法人税等調整額	451,478	
当期純損失		△3,517,048

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2019年4月1日 残高	2,897,732	2,626,732	-	2,626,732	63,970	210,000	1,541,195	1,815,165
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△141,323	△141,323
当期純損失							△3,517,048	△3,517,048
自己株式の取得								
自己株式の処分			4,756	4,756			△878	△878
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	4,756	4,756	-	-	△3,659,250	△3,659,250
2020年3月31日 残高	2,897,732	2,626,732	4,756	2,631,489	63,970	210,000	△2,118,055	△1,844,085

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2019年4月1日 残高	△191,637	7,147,994	38,211	7,186,205
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△141,323		△141,323
当期純損失		△3,517,048		△3,517,048
自己株式の取得				
自己株式の処分	37,093	40,971		40,971
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△4,732	△4,732
事業年度中の変動額合計	37,093	△3,617,400	△4,732	△3,622,132
2020年3月31日 残高	△154,543	3,530,593	33,479	3,564,072

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

パンチ工業株式会社

取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 戸 田 栄 印

公認会計士 小笠原 修 文 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パンチ工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パンチ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査人の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

パンチ工業株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 戸田 栄 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 小笠原 修 文 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パンチ工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、調査をいたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議に基づく制度並びに運用体制の構築は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

パンチ工業株式会社 監査役会

常勤監査役 木 對 紀 夫 ㊟

常勤監査役 杉 田 進 ㊟

社外監査役 安 藤 良 一 ㊟

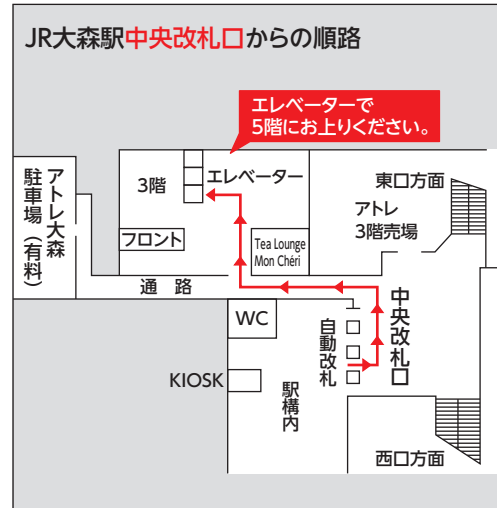
社外監査役 松 江 頼 篤 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大森 東急REIホテル 5階「フォレストルーム」

東京都大田区大森北1丁目6番16号
TEL 03-3768-0109



交通のご案内

- JR京浜東北線 大森駅（中央改札口）下車 大森駅ビル（アトレ大森）内
- JR東京駅から京浜東北線で17分
- JR品川駅から京浜東北線で6分
- JR横浜駅から京浜東北線で23分

お願い

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。